

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	財 務 省
重点分野名	国 税

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

国税に関する手続については、国税通則法、所得税法、法人税法、消費税法等の各税法において規定され、当該規定に基づき、納税義務者等は、申告、納付、申請・届出等の各行為を行う必要がある。

② 電子化の状況

所得税、法人税、消費税等の申告や申請・届出等の各種手続については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、インターネット等を利用してオンラインで行うことが可能である。

（注）相続税の申告手続についても、2019年10月以降対応予定。

オンライン利用が可能な申告や申請・届出等の手続は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（オンライン化法）に基づき公表することとされており、2016年度の実績では474手続（国税関係手続の40.6%）（注）となっている。

（注）2011年度におけるオンライン対象手続は930手続（国税関係手続の87.1%）であったが、「新たなオンライン利用に関する計画」（2011年8月3日IT戦略本部決定）に基づき、手続の発生頻度等の費用対効果を踏まえ、オンライン対象手続の範囲の大幅な見直しを行っている。

また、納付手続についても、ダイレクト納付（事前に税務署に届出をすることで、e-Taxによる申告書等の提出後、指定した預貯金口座からの振替により電子納税を行う仕組み）やインターネットバンキング等を通じたオンライン納付を行うことが可能である。

なお、主な税目における申告や申請・届出等の手続のオンライン利用率（2016年度実績）は次のとおりとなっている。

手続名		オンライン利用率
所得税申告		53.5%
法人税申告		79.3% ^(※)
消費税申告	個人	63.2%
	法人	77.3%
申請・届出等		52.8%
納付		8.0%

(出所)

・申告手続：財務省改善取組計画（2014年9月18日策定、2016年11月30日改定）

（※）なお、国税局調査部所管法人（原則、資本金が1億円以上の法人）について、法人税申告のオンライン利用率は56.9%。

・申請・届出等：オンライン化法10条1項に基づく公表数値により算出。

・納付：国税庁調べ（「電子納付件数／（窓口納付件数＋電子納付件数）」により算出）

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

経済社会のICT化等を踏まえ、税務手続においても、ICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより社会全体のコスト削減を図ることが重要。

こうした観点から、以下に掲げた計画のとおり着実に取組を進める。その際、財務省において所要の税制改正・予算措置等を前提として実施可能な施策については、特にタイムリーに実現を図る。また、省庁横断的な検討作業が必要であるなど、関係省庁の協力が必要となる施策については、その進捗を踏まえ、財務省としても積極的に対応する。

(1) 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率100%

平成30年度（2018年度）税制改正において、大法人の法人税等の申告について電子申告の義務化を法制化した。具体的には、2020年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）について、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国・地方公共団体を対象として、法人税・地方法人税・消費税の申告に当たり、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の提出を電子的に行わなければならないこととした。

あわせて、申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化（ワンスオンリー化）、認証手続の簡便化等の見直しを行うこととした（各施策の詳細は(4)(5)に記載のとおり）。

今後は、大法人の法人税・消費税のe-Tax利用率100%という目標達成に向け、電子申告が義務化されることに加え、上記の環境整備に関する取組についても周知を図る。

(2) 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率 85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-Tax）の利用率 100%

平成 30 年度（2018 年度）税制改正において、大法人の電子申告義務化と併せて措置することとした申告データの円滑な電子提出のための環境整備策（提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化（ワンスオンリー化）、認証手続の簡便化等）は、中小法人にも適用される（各施策の詳細は(4) (5)に記載のとおり）。

今後、中小法人の法人税・消費税の e-Tax 利用率 85%以上という目標達成に向け、こうした環境整備の周知も図りながら、税理士や未利用者への個別の利用勧奨や関係団体等を通じた利用勧奨、リーフレット等による広報・周知等、e-Tax の普及に向けた取組を一層進める。

また、電子申告の義務化も含めた、中小法人の更なる利用率向上のための方策については、こうした環境整備の効果や e-Tax 未利用法人の実態等を踏まえ、中小法人の ICT 環境も勘案しつつ、引き続き検討を行う。

(3) 電子納税の一層の推進

イ e-Tax の申告情報（納付税額等）の自動引継機能の整備【2017 年 6 月実施済み】

納付手続の簡便化の観点から、インターネットバンキング等を通じたオンライン納付について、ダイレクト納付と同様に、e-Tax による申告情報をシステム上で自動的に引き継ぐ機能を実装した。

ロ ダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録【2018 年 1 月実施済み】

ダイレクト納付において、複数の金融機関の預貯金口座の登録を可能とした。

ハ ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充【2019 年 1 月実施予定】

ダイレクト納付を利用することで、予納（納期限前にあらかじめ納付を行うこと）を定期的に均等額で行うことや任意のタイミングで行うことを可能とする。

（参考）コンビニ納付の利用手段の拡充【2019 年 1 月実施予定】〈新規〉

コンビニ納付について、自宅等において納付に必要な情報（税目や税額など）をいわゆる「QR コード」として出力することにより行うことを可能とする。

(4) e-Tax の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）

事業者の負担感減少に向け、以下に掲げる施策を通じて e-Tax の使い勝手の改善を進める。あわせて、ホームページ等を通じて e-Tax の操作性等の利用満足度に係るアンケートを実施し、e-Tax の使い勝手の検証や更なる改善につなげていく。

イ 提出情報等のスリム化

(イ) 土地収用証明書等の添付省略（保存義務への転換）

【2018年4月実施】＜新規＞

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の制度の適用を受ける場合に法人税の申告書に添付することとされている土地収用証明書等について、添付することに代えて保存することにより、制度の適用を認めることとする（書面申告の場合も含めて措置）。

(ロ) PDF 送信された添付書類の紙原本の保存不要化【2018年4月実施】＜新規＞

e-Tax によりイメージデータ（PDF 形式）で送信する添付書類について、一定の解像度及び階調の要件を付した上で、税務署長による当該添付書類の紙原本の提示等を求める措置を廃止する。

(ハ) 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【2019年4月実施予定】＜新規＞

法人税の申告書に添付する勘定科目内訳明細書について、記載省略の範囲拡充（個別記載の上限を100件とする）及び記載単位の柔軟化（取引先単位で記載する科目について、記載件数が100件を超える場合には、支店等毎の記載を可能とする）を行うほか、記載項目の一部を削除することにより、記載内容の簡素化を図る（書面申告の場合も含めて措置）。

ロ データ形式の柔軟化

(イ) 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）及び勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化【2019年4月実施予定】＜新規＞

法人税の申告において、e-Tax 等により別表（約50帳票）の明細記載を要する部分及び勘定科目内訳明細書を送信する場合のデータ形式について、XML 形式のほか、CSV 形式を許容する。

なお、データの作成・処理等の円滑化を図るため、国税庁が標準フォーム（利用者が簡易な操作で電子ファイルを作成することができる雛形）を提供する。

(注)

- ・ XML (eXtensible Markup Language)
情報の内容にタグを付加して構造的に記述しているコンピュータ言語。プログラムから扱いやすい文書（データ）を定義可能であるため、幅広い分野で利用されている。
- ・ CSV (Comma Separated Value)
各項目のデータをカンマで区切ったテキスト形式のファイル。エクセル等の表計算ソフトから作成が可能。

(ロ) 財務諸表のデータ形式の柔軟化【2020年4月実施予定】＜新規＞

法人税の申告において、e-Tax により財務諸表を送信する場合のデータ形式について、XBRL 形式のほか、CSV 形式を許容する。

なお、データの作成・処理等の円滑化を図るため、国税庁が勘定科目コードを公表し、それを含んだ標準フォーム（利用者が簡易な操作で電子ファイルを作成することができる雛形）を提供する。

（注）

- ・ XBRL (eXtensible Business Reporting Language)
財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。XML をベースとして開発されたもの。

ハ 提出方法の拡充

（イ） e-Tax の送信容量の拡大【2019 年 1 月実施予定】

e-Tax により申告書等を送信する場合において、以下のとおり 1 送信当たりのデータ送信容量を拡大する。

	現 状	拡 大 後
申 告 書 (※ 1)	10 メガバイト (約 2,500 枚)	20 メガバイト (約 5,000 枚)
添 付 書 類 (※ 2)	1.5 メガバイト (約 20 枚)	8 メガバイト (約 100 枚)

(※ 1) XML 形式において A 4 版 1 枚当たり 4 キロバイトで換算。

(※ 2) PDF 形式において A 4 版 1 枚当たり 75 キロバイトで換算。

（注）大法人の電子申告義務化を見据え、更なる送信容量の拡大の必要性について、システム整備の費用対効果等を踏まえ、2018 年度中に検討を行う。

（ロ） 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）

【2020 年 4 月実施予定】＜新規＞

法人税の電子申告において、光ディスク等による添付書類の提出を可能とする。

ニ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）[地方税との情報連携に係る施策は後掲]

（イ） 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

【2020 年 4 月実施予定】＜新規＞

連結親法人が e-Tax 等により連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合には、連結子法人が当該届出書を提出したものとみなし、連結子法人による提出を不要とする。

（ロ） 連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化

【2019 年 4 月実施予定】＜新規＞

次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とする（書面提出の場合も含めて措置）。

- ・ 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書
- ・ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
- ・ 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

ホ 認証手続の簡便化

（イ） 法人納税者の認証手続の簡便化【2018年4月実施】

- ・ 法人税の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者のみの記名押印制度の対象とする（書面申告の場合も含めて措置）。
- ・ 法人納税者が e-Tax を利用して申告手続を行う際、当該法人納税者の代表者から委任を受けた者（当該法人納税者の役員及び職員に限る）の電子署名等を送信する場合には、代表者の電子署名等の送信を要しないこととする。

（ロ） 個人納税者の認証手続の簡便化【2019年1月実施予定】

個人納税者がマイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いて e-Tax を利用する場合において、e-Tax の ID・パスワード (PW) の入力を省略する。また、マイナンバーカード及び IC カードリーダーライタの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した ID・PW のみによる e-Tax の利用を可能とする。

（注1）上記施策に併せて、e-Tax のメッセージボックスに格納している個人情報のセキュリティ強化を図るため、当該情報を閲覧する際には、納税者本人のマイナンバーカード等による認証を必要とする。その際、税理士業務の円滑な実施を確保するため、個人納税者のメッセージボックスに格納する申告に必要な情報を、当該個人納税者が指定する税理士のメッセージボックスに転送する機能を併せて導入する。

（注2）利用者の多い一般的な給与所得者の医療費控除又はふるさと納税等による還付申告を対象に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」について、スマートフォン等の小さな画面でも容易に操作ができる専用画面（「スマートフォン等専用画面」）を提供し、スマートフォン等による申告を可能とする（2019年1月実施予定）。また、その後も、「スマートフォン等専用画面」の利用状況や、スマートフォンの電子証明書の読取機能に関する技術動向、システム整備の費用対効果等を踏まえつつ、「スマートフォン等専用画面」の対象範囲の拡大を図る。

（ハ） 更なる本人確認手続の簡便化

【内閣官房における検討結果を踏まえ対応】 <新規>

電子的な本人確認手続については、「デジタル・ガバメント実行計画」（2018年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定）において、内閣官房において2018年度を目途に「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライ

ン」(2010年8月31日CIO連絡会議決定)の見直しを行い、各府省は、当該見直しを踏まえ、保有する手続における本人確認等の手法の見直しを実施することとされた。

財務省としても、上記政府方針に沿って、内閣官房における検討結果を踏まえ、e-Taxにおける更なる本人確認手続の簡便化について、関係省庁と協議しつつ適切に対応する。

へ マイナポータルの利便性の向上

(イ) マイナポータルから e-Tax へのシームレスな認証連携

【2017年1月実施済み】

マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることにより、e-Tax用のID・PWを入力することなくe-Taxへのログインを可能とした。

(ロ) マイナポータルの「お知らせ」機能の活用

マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、以下の情報を他の行政機関に係る情報と併せて一元的に閲覧可能とする。

- ・ e-Taxのメッセージボックスに格納している情報(予定納税額や振替納税利用金融機関名等の申告に関する情報)【2019年1月実施予定】
- ・ 各種説明会の開催案内等の情報【2019年9月実施予定】

ト その他の e-Tax の利便性向上策

(イ) e-Tax 受付時間の更なる拡大【2019年1月実施予定】

e-Taxの受付時間の更なる拡大策として、2019年1月から、

- ・ 平日については24時間、
- ・ 土日については、確定申告期間は24時間、その他の期間は、毎月の最終土日の8:30から24:00まで

とする取組(いずれも、年末年始を含むメンテナンス期間を除く。)を行う。

その後の対応については、利用者のニーズや費用対効果、システムの安定稼働の確保に向けた課題を整理しつつ検討を行う。

(注) e-Taxの受付時間はこれまでも、確定申告期間の土日も含む24時間受付及び5月、8月、11月の最終土日の受付(8:30から24:00)など順次拡大を図っている。

(ロ) 法人納税者の e-Tax メッセージボックスの閲覧方法の改善

【2019年3月実施予定】

法人納税者がe-Taxを利用する際、経理担当者が申告書等を作成・送信し、給与担当者が従業員の源泉徴収票を作成・送信するなど、部署単位で手続を行っている場合において、現状、メッセージボックスがどの部署でも閲覧可能な状態を

改め、部署単位で情報を管理できるようメッセージボックスの閲覧方法の改善を行う。

(ハ) 法人番号の入力による法人名称等の自動反映【2019年4月実施予定】

e-Tax ソフトにより各種手続を行う場合において、法人番号の入力により法人番号公表サイトで公表している最新の法人情報（法人の名称及び所在地等の本店情報）を自動的に反映する機能を整備する。

(ニ) 財務諸表の勘定科目設定数の拡充【2020年3月実施予定】

e-Tax ソフトの財務諸表の勘定科目を現状の約 1,600 から約 6,400 に増加させ、簡易な操作により法人が保有する財務諸表データを電子的に提出できる機能を実装する。

(5) 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

イ 電子的提出の一元化等

(イ) 地方団体で作成した所得税確定申告書データの引継ぎの推進

【地方団体の理解・協力が前提】

地方税当局の申告相談会場において、申告書作成システムを利用して電子的に作成された所得税及び復興特別所得税申告書等について、e-Tax へのデータによる引継ぎを推進する。

(注) 2017年1月以降、地方税当局による本人確認を前提として、納税者の電子署名及び電子証明書を不要とするとともに、自宅等からの e-Tax と同様、第三者作成の添付書類について、その記載内容を入力することで、当該書類の提出又は提示を省略可能としている。

(ロ) 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化の推進

2017年1月以降、国税当局と地方税当局それぞれに提出している給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書について、eLTAX によるデータの一括作成及び電子的提出の一元化を可能としたところ、この取組を引き続き推進する。

(ハ) 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化

【総務省と連携して 2020年3月実施予定】

法人納税者が設立又は納税地異動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。

(注1) 個人納税者の上記同様の手続について、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討

状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう検討する。

(注2) 法人設立手続については、「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)において、税・社会保険・登記等の各種手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供に向けて、政府全体として具体策と実現に向けた工程の成案を得ることとされている。財務省としても、政府全体の検討結果を踏まえ、適切に対応する。上記施策についても、政府全体によるワンストップサービスと整合性を図る。

(二) 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

【総務省と連携して 2020 年 3 月実施予定】

法人住民税・法人事業税(地方法人二税)の電子申告手続時の複数自治体への申告に共通する事項の重複入力の排除の検討・実現に併せ、総務省と連携して、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。具体的には、eTAX ソフト(PCdesk)における民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善や法人税申告情報のインポート機能の実装等と併せ、e-Tax において重複項目に係るデータを eTAX にエクスポートする機能を実装する。

(ホ) 財務諸表の提出先の一元化<新規>

【総務省と連携して 2020 年 4 月実施予定】

法人事業税における外形標準課税対象法人等が法人税の申告を e-Tax により行い、その際財務諸表を電子的に提出している場合には、国税・地方税当局が情報連携を行うことにより、法人事業税の申告において添付が必要とされる財務諸表の提出を不要とする。

(注) その他の法人税関係書類(法人税申告書等)についても、国税・地方税当局間の情報連携を推進する。

□ e-Tax と eLTAX の連携

(イ) e-Tax と eLTAX の仕様の共通化の推進【2017 年度以降順次実施】

e-Tax と eLTAX 双方の利便性を向上させるため、民間ソフトベンダーの開発環境を改善する観点から、e-Tax と eLTAX との間で利用可能な文字、システム改修のリリース日、仕様書の記載方法等の統一化について、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ検討を行い、順次対応を進める。

(ロ) e-Tax ソフトと eLTAX ソフト(PCdesk) との連携の推進

【総務省と連携して 2020 年 3 月実施予定】

上記イ(電子的提出の一元化等)に掲げる開廃業・異動等に係る申請・届出手続

など、利用者ニーズの高い手続について、e-Tax と eLTAX 双方のソフト間の連携等を図る。

(6) その他

「行政手続部会取りまとめ」において明記されている施策ではないが、国税手続に係る事業者の負担感の軽減に資するものとして、以下の施策にも取り組む。

イ 異動届出書等の提出先の一元化【2017年4月実施済み】

異動前後の所轄税務署に提出が必要とされていた異動届出書等について、異動元の所轄税務署へ提出先の一元化（異動後の所轄税務署への提出の省略）を実施した。

ロ 登記事項証明書（商業）の添付省略【2017年4月一部実施済み】

「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（2016年10月31日CIO連絡会議決定）に基づき、2017年4月以降、法人納税者の開廃業に係る手続において必要とされる「登記事項証明書（商業）」の添付省略を実施した。

また、開廃業時以外の手続についても、当該アクションプラン及び「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき法務省が2020年度に構築することとされている各行政機関に登記情報を提供する仕組みを活用することにより、登記事項証明書（商業）の添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行う。

ハ 住民票の添付省略【2017年1月一部実施済み】〈新規〉

マイナンバー制度の導入を契機とした納税者利便の向上策として、住宅ローン控除等の所得税申告手続（16手続）において、2016年分の申告から住民票の写しの添付を不要とした。残余の手続においても、行政機関間の情報連携を通じて住民票の写しの添付省略が可能となるよう、関係省庁と検討を行う。

（注）「デジタル・ガバメント実行計画」においては、添付書類として戸籍謄抄本等を求めている各種手続についても、マイナンバーカードの活用や行政機関間の情報連携により、それらの書類の添付省略の可能性を検討することとされており、更なる納税者利便の向上の観点から関係省庁と検討を行う。

ニ 差額課税に係る酒税納税申告書の提出頻度削減【2017年4月実施済み】

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」に規定する差額課税に係る酒税納税申告書について、都度申告のところを月ごとにまとめて申告することを可能とした。

ホ 印紙税一括納付承認申請の提出頻度削減【2018年4月実施】

毎年提出が必要とされる印紙税一括納付承認申請について、承認内容の変更がない限り、再度の申請を不要とする。

ヘ 揮発油税等に係る未納税移出・移入の手続の簡素化【2018年4月実施】

揮発油等の未納税移出入時に必要な手続について、一定の要件に該当する場合には移入証明書等の税務署への提出を不要とする。

ト 石油ガス税・揮発油税の電子申告対応【2019年度実施に向けて検討】

石油ガス税・揮発油税について、電子申告を可能とする。

チ 税務相談における ICT や AI 技術の活用【技術動向を踏まえながら検討】〈新規〉

税務相談について、ICT や AI 技術を活用して、相談チャネルの多様化を図るとともに相談内容に応じた回答ができるよう、費用対効果等を踏まえて検討を行う。

[補足] その他の分野に係る取組

行政手続部会取りまとめにおいて定められた重点分野である「国税」以外の分野に係る取組として、以下の施策にも取り組む。

○ 従業員に関する税・社会保険関係手続の簡便化（従業員の納税に係る事務）〈新規〉

従業員に関する税・社会保険関係手続については、「第2回 中小企業・小規模事業者の活力向上のための関連省庁連絡会議」（2018年1月11日）の資料において、「行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成30年度にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備に着手。」とされたことを踏まえ、内閣官房を中心として関係省庁とともに検討を進める。

○ 競争参加資格申請時における納税証明書の提出省略（行政への入札・契約に関する手続）〈新規〉

行政機関間の情報連携による競争参加資格申請時の納税証明書の提出省略について、関係省庁とともに検討を進める。

なお、以上の取組の全体を通じて、下記の点に留意が必要。

※ システム開発を要する施策については、予算措置が前提となるため、実施時期等に変更が生じる場合があり得る。

※ また、制度改正を含め検討する施策については、制度改正に係る検討を行う中で、取組内容等に変更が生じる場合があり得る。

※ 地方税との情報連携については、地方団体側の理解と協力が必要。

国 税

参考資料

(財務省)

<目次>

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律	1
国税通則法	2
国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令	3
法人税法	8

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第十条 行政機関等（第二条第二号ハに掲げるもの並びに同号ホに掲げる者及びその者の長（次条において「地方公共団体等」という。）を除く。）は、少なくとも毎年度一回、当該行政機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 総務大臣は、少なくとも毎年度一回、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

○国税通則法（抄）

(納付の手続)

第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない。

2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはるることにより納付するものとする。印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。

3 物納の許可があつた国税は、第一項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができる。

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令 (平成30年度改正後)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 国税関係法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条及び第四条の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。
 - 二 電子証明書 申請等を行う者、行政機関等その他の者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう。
 - イ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成したもの
 - ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に基づき地方公共団体情報システム機構が作成したもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として国税庁長官が定めるもの
- 2 前項に規定するもののほか、この省令で使用する用語は、情報通信技術利用法で使用する用語の例による。

第二章 申請等及び納付手続

(申請等の指定)

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる法令の規定に基づき税務署長等(税務署長、国税局長、国税庁長官、徴収職員(国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第二条第十一号に規定する徴収職員をいう。))、国税不服審判所長、担当審判官又は国税審議会会長をいう。以下同じ。)

に対して行われる申請等とする。

(事前届出)

第四条 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者（次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定により申請等を行おうとする者を除く。）又は電子情報処理組織を使用して国税の納付を行おうとする者（第七条第一項ただし書の規定により国税の納付を行おうとする者を除く。）は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 別表第一号から第五十九号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者又は当該国税の納付を行おうとする者 氏名（法人については、名称。以下この号及び第四項第一号において同じ。）、住所又は居所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

ロ 別表第六十号から第七十六号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者 氏名及び住所又は居所

二 対象とする手続の範囲

三 その他参考となるべき事項

2 税務署長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者（次項に規定する者を除く。）に対し、識別符号及び暗証符号を通知し、前項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

3 税務署長は、第一項の届出が国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続（第七条第一項において「特定納付手続」という。）のみに係るものであるときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。

4 電子情報処理組織を使用して国税の納付を行おうとする者のうち、第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して国税の納付手続を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 氏名、住所又は居所及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二 国税の納付手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号

三 その他参考となるべき事項

5 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める届出事項に変更が生じることとなったときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

- 一 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項
 - 二 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項
- 6 税務署長は、既に第三項の規定により識別符号の通知を受けている者が、第一項第二号の届出事項に変更が生じることとなったことにより前項第一号の届出をした場合には、当該届出をした者に対し、暗証符号を通知し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。
- 7 電子情報処理組織を使用して第一項又は第五項第一号の届出を行う者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、これらの規定により税務署長に届け出なければならないこととされている事項を入力して送信することにより、当該届出を行わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 電子情報処理組織を使用して申請等(前条第一項、第四項又は第五項の規定による届出を除く。)を行う者は、同条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

- 一 当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条及び第七条第一項において同じ。)を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合 識別符号及び暗証符号を入力すること。
 - 二 当該電子署名が、国税庁長官が定める者に係るものである場合 当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。
- 2 前項の申請等が行われる場合において、税務署長等は、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下この条において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項(以下この項及び次項において「添付書面等記載事項」という。)を次に掲げる方法により送信させ、又は提出させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。
- 一 当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法

二 当該添付書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法（前号に掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

イ 解像度が、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。）Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。

ロ 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であること。

三 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）の電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、前号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

3 第一項の書面等に記載すべきこととされている事項又は添付書面等記載事項を前二項に規定する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

4 第二項（第一号に係る部分に限る。）の場合において、国税庁長官が定める添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、税務署長等は、国税庁長官が定める期間、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該添付書面等を提示又は提出させることができる。

5 第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、申請等を行った者が前項の規定による提示又は提出に応じない場合には、当該提示又は提出に応じない添付書面等については、適用しない。

6 第一項の申請等が行われる場合において、添付書面等が登記事項証明書であるときは、税務署長等がこれに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第一項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

7 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第九項に規定する書類を添付書面等とすべき第一項の申請等が行われる場合における当該書類に係る第二項の規定の適用については、同項中「書面等（）」とあるのは「第七項に規定する書類（）」と、「を次に掲げる方法により送信させ、又は提出」とあるのは「が記録された電磁的記録であって、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百十条第四項第二号に規定する保険者又は後期高齢者医療広域連合から提供を受けたもの（当該保険者又は後期高齢者医療広域連合により当該

電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものに限る。)を送信」とする。

- 8 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十三条第一項の証明書の交付を請求する者は、国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第一項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該証明書の送付を求めることができる。この場合において、当該費用の納付は、国税局長又は税務署長から得た納付情報により納付する方法によってしなければならない。

（申請等において氏名等を明らかにする措置）

第六条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は第四条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと若しくは電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を送信して申請等を行うことをいう。

（電子情報処理組織による納付手続）

第七条 電子情報処理組織を使用して国税の納付を行おうとする者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に記載すべきこととされている事項並びに特定納付手続を行う者にあつては識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあつては第四条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて識別符号及び暗証符号を、それぞれ入力して納付を行わなければならない。ただし、特定納付手続以外の納付手続について、当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合には、識別符号及び暗証符号を入力することを要しない。

- 2 前項又は国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により所得税を納付しようとする者であつて、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十の十一第六項若しくは第二十六条の十第一項の規定に該当するものは、これらの規定に規定する計算書については、第五条の規定により申請等を行わなければならない。

第三章 処分通知等

（電子情報処理組織による処分通知等）

第八条 情報通信技術利用法第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用

して行うことができる処分通知等は、別表に掲げる法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知等のうち国税庁長官が定めるものとする。

- 2 税務署長等は、前項の処分通知等（以下この項及び次条において「処分通知等」という。）を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を国税庁の使用に係る電子計算機から入力し、その入力した情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、当該処分通知等を受ける者が入手可能な状態で記録しなければならない。

（処分通知等において氏名等を明らかにする措置）

第九条 処分通知等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術利用法第四条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをいう。

第四章 雑則

（手続の細目）

第十条 この省令に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

○法人税法（抄）（平成30年度改正後）

（電子情報処理組織による申告）

第七十五条の三 特定法人である内国法人は、第七十一条（中間申告）、第七十二条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）若しくは第七十四条（確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に

記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

- 2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。
 - 一 当該事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人
 - 二 保険業法に規定する相互会社
 - 三 投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）
 - 四 特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）
- 3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。
- 5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 6 第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。
- 7 連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連

結納税義務者)の承認を取り消された場合(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。)のその取り消された日の前日の属する事業年度の確定申告書(当該確定申告書に係る修正申告書を含む。)については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第七十五条の四 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

- 2 前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで(同項に規定する理由が生じた日が第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。
- 5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
- 6 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、前条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認められる場合には、第一項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分のあつた日の翌日以後の

期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。

- 7 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。
- 8 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

(内国普通法人等の設立の届出)

第四百八十八条 新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時にける貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その納税地
- 二 その事業の目的
- 三 その設立の日

- 2 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「協同組合等」とあるのは「協同組合等（法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。）」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）」とする。